

令和 6 年 2 月 17 日（土）～3 月 17 日（日）に行われる予定の令和 5 年度第 2 回試験に關しまして、本書の内容に影響のある「貨物自動車運送事業輸送安全規則（安全規則）」（令和 5 年 4 月 1 日施行）、「道路交通法」（令和 5 年 7 月 1 日施行等）などの法改正がありました。

今回の改正は、自動車の自動運転化に対応する改正がメインとなり、特に「特定自動運行保安員」という新しい運行スタッフが定義されたことで、多くの場所で記述の変更が生じます。

■特定自動運行保安員とは？

自動運転にはレベルが設定され、レベル 4 以上の自動運転では、自動車の操作を担当する者が当該自動車に乗車せずに、離れた場所から運行を監視することができます。
このように自動運転される自動車に乗車又は遠隔操作によって自動運転を監視する人のことを「特定自動運行保安員」といいます。

この特定自動運行保安員が新設されたことで、従来は運転者のみを対象としていた多くの規定が「運転者又は特定自動運行保安員」（＝運転者等）を対象とすることとなり、また、従来は運転者と運行業務を補助する従業員のみを対象としていた多くの規定が「運転者、特定自動運行保安員及び事業用自動車の運行の業務の補助に従事する従業員」（＝乗務員等）を対象とすることとなりました。

さらに、従来は運転者のみを対象とする規定などにおいて「乗務」とされていた文言が、特定自動運行保安員も対象とすることで「業務」となるといった用語変更が行われています。

これらの変更点をすべて掲載することは、お手元の書籍の確認・修正作業が非常に煩雑になり、また、以下の問題のように出題意図及び正否には、直接の影響はありません。

〔例：本書 84 ページ、上から 2 つ目の「予想問題」〕

乗務員等が有効に利用することができるように、休憩に必要な施設を整備し、及び乗務員等に睡眠を与える必要がある場合にあっては睡眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守することは、運行管理者の行わなければならない業務である。

正解 誤り

本問は、事業者の義務についての記述である。運行管理者には、休憩・睡眠施設について、保守の義務ではない。

上記の問題では、改正により問題文に「乗務員→乗務員等」という変更が生じますが、問われている内容は、休憩・睡眠施設の管理又は保守について、運行管理者の業務であるか、事業者の業務であるかという点です。

そこで、今回の改正点につきましては、このような変更点をすべて紹介することなく、お手元の書籍について、特に追加・修正しておくべきと考えられる点のみを公表いたします。ご容赦ください。

なお、全ての規定についてではありませんが、**主な用語の変更点**は以下のものです。

■**主な用語の変更点**（規定の対象に特定自動運行保安員を含むこととなるため）

- ・運転者 → 運転者等 ～なお、「運転者台帳」は「運転者等台帳」となる。
- ・乗務員 → 乗務員等
- ・乗務 → 業務 もしくは 運行の業務に従事、など
～なお、「乗務記録」は「業務記録」となる。
- ・運転 → 運行 ～なお、「運転基準図」は「運行基準図」となる。

■**特に追加・修正しておくべきと考えられる改正点**（お手元の書籍のご修正のお願い）

■p.32 「速攻攻略!!」の①、3～4行目

【変更前】…事業用自動車に**乗務**させては…

↓

【変更後】…事業用自動車の運行の業務に従事させては…

■p.33 「予想問題」の問題文 3行目

【変更前】…事業用自動車に**乗務**させては…

↓

【変更後】…事業用自動車の運行の業務に従事させては…

■p.33 「予想問題」の問題文、選択肢 2 と 3

【変更前】

- | | | | |
|------------|---------------|-------|-----------|
| 2. 生活習慣の把握 | 安全 な運転 | 夜間の運転 | 道路交通法令を遵守 |
| 3. 健康状態の把握 | 安全 な運転 | 夜間の運転 | 安全な運転を継続 |

↓

【変更後】

- | | | | |
|------------|---------------------|-------|-----------|
| 2. 生活習慣の把握 | 安全 <u>に運行の業務を遂行</u> | 夜間の運転 | 道路交通法令を遵守 |
| 3. 健康状態の把握 | 安全 <u>に運行の業務を遂行</u> | 夜間の運転 | 安全な運転を継続 |

■p.48 「速攻攻略!!」の①、1～2行目

【変更前】

…運転者に、対面により点呼を行い…



【変更後】

…運転者等に対し、対面又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により点呼を行い…

■「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法」とは？

①遠隔点呼

②業務後自動点呼

③IT 点呼（IT 点呼は本書 p.48 に解説があるので、そちらをご参照ください）

を意味します。

事業者には、従来より、カメラやモニターを用いて点呼を行う③の「IT 点呼」が認められていましたが、これは輸送の安全に関する取組が優良であると認められる営業所に限られたものでした。

しかし、「使用する機器・システムの要件」、「実施する施設・環境の要件」及び「運用上の遵守事項」を設定するなどの要件を満たす営業所において、営業所の優良性にかかわらず、遠隔拠点間（営業所－車庫間、同一事業者内の営業所間、グループ企業の営業所間）の点呼を実施可能とする遠隔点呼制度が令和4年4月1日より開始されています。

なお、G マーク営業所及び輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所が実施できる従来の「IT 点呼」も引き続き利用可能です。

さらに、令和5年1月からは、乗務後（業務後）の点呼について、事業者は、要件を満たした機器を用いることで「業務後自動点呼」を行えるようになりました。

これら①～③の点呼については、対面による点呼と同等の効果が与えられる点は押さえておきましょう。

■p.48 「速攻攻略!!」の②

【変更前】

- ②確認等が必要な事項は、酒気帯び、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無、道路運送車両法 47 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による日常点検の実施又はその確認。

↓

【変更後】

- ②確認等が必要な事項は、**運転者に対しては、酒気帯び、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無、運転者等に対しては、道路運送車両法 47 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による日常点検の実施又はその確認。特定自動運行保安員に対しては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認**

■p.50 1つめの「予想問題」、2行目

【変更前】

…対面（運行上やむを得ない…

↓

【変更後】

…対面**又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法**
（運行上やむを得ない…

■p.51 1つめの「予想問題」、2行目

【変更前】

…対面（運行上やむを得ない…

↓

【変更後】

…対面**又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法**
（運行上やむを得ない…

■p.52 「速攻攻略!!」の①、1～2行目

【変更前】

…運転者に、対面により点呼を行い…

↓

【変更後】

…**運転者等**に対し、対面**又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法**により点呼を行い…

■p.53 2つめの「予想問題」、2行目

【変更前】

…対面により点呼を行い…

↓

【変更後】

…対面又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により点呼を行い…

■p.54 「速攻攻略!!」、1行目

【変更前】

…対面の点呼（IT点呼を含む）が…

↓

【変更後】

…対面又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法による点呼が…

■p.54 「速攻攻略!!」の下、本文1行目

【変更前】

…対面の点呼が…

↓

【変更後】

…対面又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法の点呼が…

■p.55 1つめの「予想問題!」、2行目

【変更前】

…いずれも対面で行う…

↓

【変更後】

…いずれも対面又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法で行う…

■p.55 本文下から2行目

【変更前】

…「いずれも」対面の点呼が…

↓

【変更後】

…「いずれも」対面又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法の点呼が…

■p.75 「速攻攻略!!」、最下部に⑧を追加

【変更前】 (なし)

↓

【変更後】

⑧運行中に当該自動車の重大な故障を発見し、又は重大な事故が発生するおそれがあると認めたときは、直ちに運行を中止し、事業者に報告する。

■p.104 「速攻攻略!!」の①、2行目

【変更前】 …電話、ファクシミリ装置その他適当な方法…

↓

【変更後】 …電話その他適当な方法…

■p.124 「速攻攻略!!」の③、2～3行目

【変更前】 …、前方から見やすいように…

↓

【変更後】 …、前方かつ運転者席から見やすい位置に…

■p.147 「速攻攻略!!」の⑦、3行目

【変更前】 …又は停止した運転者が…

↓

【変更後】 …又は停止（特定自動運行中の停止を除く）をした運転者が…

■p.147 「速攻攻略!!」の⑨、1～2行目

【変更前】 …身体障害者用の車いす、歩行補助車等又は小児用の車（ベビーカーなど）を…

↓

【変更後】 …移動用小型車、身体障害者用の車、遠隔操作型小型車、乳母車（ベビーカーなど）又は歩行補助車等を…

■p.148 最も下の「予想問題」、1行目

【変更前】…身体障害者用の車いす、歩行補助車等又は小児用の車を通行…

↓

【変更後】…身体障害者用の車、歩行補助車等又は乳母車を通行…

■p.149 1つめの「予想問題」、3行目

【変更前】…又は車両等が停止し…

↓

【変更後】…又は車両等が停止（特定自動運行中の停止を除く）をし…

■p.149 2つめの「予想問題」、3～4行目

【変更前】…又は車両等が停止し…

↓

【変更後】…又は車両等が停止（特定自動運行中の停止を除く）をし…

■p.150 「速攻攻略!!」の①、2行目

【変更前】→…多通行帯道路等通行原動機付自転車（いわゆる二段階右折を行う原動機…

↓

【変更後】→…多通行帯道路等通行一般原動機付自転車（いわゆる二段階右折を行う一般原動機…

■p.150 「速攻攻略!!」の②、2行目

【変更前】→…多通行帯道路等通行原動機付自転車及び軽車両は…

↓

【変更後】→…多通行帯道路等通行一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車及び軽車両は…

※「特定小型原動機付自転車」とは、一定出力以下の電動キックボードなどが該当します。
一定の出力以上の原動機が付いているものが「一般原動機付自転車」であり、これら2つを合わせたものが「原動機付自転車」となります。

■p.151 1行目

【変更前】→…多通行帯道路等通行原動機付自転車及び軽車両は…

↓

【変更後】→…多通行帯道路等通行一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車及び軽車両は…

■p.151 「速攻攻略!!」の下本文、2行目

【変更前】…多通行帯道路等通行原動機付自転車等は…

↓

【変更後】…多通行帯道路等通行一般原動機付自転車等は…

■p.151 2つめの「予想問題」、1～2行目

【変更前】…（多通行帯道路等通行原動機付自転車及び軽車両を除く。）…

↓

【変更後】…（多通行帯道路等通行一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車及び軽車両を除く。）…

■p.152 1つめの「予想問題」、3～5行目

【変更前】…多通行帯道路等通行原動機付自転車及び軽車両は、直進する多通行帯道路等通行原動機付自転車及び軽車両とみなす。

↓

【変更後】…多通行帯道路等通行一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車及び軽車両は、直進する多通行帯道路等通行一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車及び軽車両とみなす。

■p.161 「速攻攻略!!」の③、最後に追加

【変更前】…、できない。

↓

【変更後】…、できない。ただし、特定小型原動機付自転車は除かれる。

〔補足説明〕

追越し禁止場所において、原動機付自転車の追越しは禁止されますが、道交法 30 条等の改正により、「特定小型原動機付自転車」（例：電動キックボード）は除かれるため、特定小型原動機付自転車については追越し可能です。

☞とはいえ、「（一般）原動機付自転車」の追越しは禁止される点に注意しましょう。

■p.162 1つめの「予想問題」、2～3行目

【変更前】…他の車両（軽車両を除く。）…

↓

【変更後】…他の車両（特定小型原動機付自転車等を除く。）…

■p.162 2つめの「予想問題」、3行目

【変更前】…他の車両（軽車両を除く。）…

↓

【変更後】…他の車両（特定小型原動機付自転車等を除く。）…

■p.162 3つめの「予想問題」、2行目

【変更前】…他の車両（**軽車両**を除く。）…

↓

【変更後】…他の車両（**特定小型原動機付自転車等**を除く。）…

■p.183 「速攻攻略!!」の①、2行目

【変更前】…身体障害者用の車**いす**の… → 【変更後】…身体障害者用の車の…

■p.184 1つめの「予想問題」、1～2行目

【変更前】…身体障害者用の車**椅子**が通行しているときは、その側方を離れて走行し、**車椅子**の通行を…

↓

【変更後】…身体障害者用の車が通行しているときは、その側方を離れて走行し、車の通行を…

■p.184 1つめの「予想問題」の下の本文1行目

【変更前】身体障害者用の車**椅子**が通行… → 【変更後】身体障害者用の車が通行…